

河川敷地占用許可準則に基づく 都市・地域再生等利用区域の指定について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び同2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

平成28年4月19日

北海道開発局長

1 都市・地域再生等利用区域

一級河川十勝川水系十勝川の河川区域内のうち別図に示す区域

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 占用の許可を受けることができる施設

準則第二十二第3項に掲げる施設のうち、広場、イベント施設、これらと一体をなす売店・照明・音響施設等

(2) 許可方針

占用許可を受けることができる施設は、十勝川温泉街地区をはじめとする音更町地域の賑わいの創出及び地域活性化を目的として整備される施設とする。

3 都市・地域再生等占用主体

音更町長

別 図

